

## 令和3年9月定例教育委員会会議録

- 1. 開催日時                    令和3年10月1日（金） 15時00分～17時01分
- 2. 開催場所                   日野町役場 202会議室
- 3. 出席委員                   安田 寛次教育長、西村 吉弘教育長職務代理者  
吉澤 正義委員、神川 貴子委員、本居 節子委員
- 4. 出席事務局員            教 育 次 長：宇田 達夫  
学校 教育 課：参事 吉村 俊哲      参事 小椋 慶洋  
生涯 学 習 課：課長 吉澤 増穂  
函 書 館：館長 長谷川 毅  
子ども支援課：課長 柴田 和英

|        |   |
|--------|---|
| 安田 教育長 | <p><b>日程1 開会</b></p> <p>ただいまから日野町教育委員会定例会を開会したいと思います。</p> <p>~~~~~</p>  |
| 安田 教育長 | <p><b>日程2 新教育委員就任</b></p> <p>(本居委員あいさつ)</p> <p><b>新職務代理者の指名</b></p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定によって、教育長職務代理者として西村吉弘委員を指名させていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>ここで、教育委員さんの交代もありましたので、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。</p> <p>(自己紹介)</p> <p>~~~~~</p> |
|        | <p><b>日程3 教育長あいさつ</b></p> <p>(教育長あいさつ)</p> <p>~~~~~</p>   |
|        | <p><b>日程4 前回議事録の報告</b></p>  |

|        |  |
|--------|--|
| 安田 教育長 | <p>それでは、本日の定例会を議事日程に基づき進行していきたいと思<br/>います。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>日程4の前回委員会の議事録の報告につきましては、お手元に配<br/>付の議事録のとおりでございます。前回の会議出席委員各位におか<br/>れましてはご一読いただき、異なるところがありましたら事務局<br/>までご連絡をいただきたいと思しますので、よろしくお願<br/>いしたいと思<br/>います。</p> <p>~~~~~</p>   |
| 安田 教育長 | <p><b>日程5 経過報告</b></p> <p>日程5の経過報告に入りたいと思<br/>います。</p> <p>(経過報告)</p>   |
| 安田 教育長 | <p>ありがとうございました。ずっと聞いてもらっているばかりだ<br/>ったのですけれども、ただいまの経過報告について、ご質問などござ<br/>いませ<br/>ん<br/>でしょうか。</p>   |
| 西村 委員  | <p>3点ほど、感想や意見ということで、発言させていただきます。</p> <p>1つ目は、コロナの緊急事態宣言が解除されたということで、これか<br/>らそのこと<br/>によって何が<br/>変わり、何が<br/>変わらないか<br/>ということに<br/>なるわけ<br/>でござ<br/>います<br/>けれども、<br/>このあたり<br/>につきましては、<br/>個々の<br/>いろいろな<br/>状況とい<br/>うものも<br/>ござ<br/>います<br/>でし<br/>ょうし、<br/>緊急事態<br/>宣言が解<br/>除にな<br/>ったとい<br/>うこと<br/>で何か機<br/>械的にど<br/>うなる<br/>というこ<br/>とではな<br/>くて、そ<br/>のあた<br/>りも丁<br/>寧にチ<br/>ェック<br/>いた<br/>だ<br/>い<br/>て、<br/>これ<br/>から<br/>寒さ<br/>に向<br/>かう<br/>季節<br/>的な<br/>要因<br/>も<br/>ござ<br/>い<br/>ま<br/>す<br/>の<br/>で、<br/>そ<br/>の<br/>あ<br/>た<br/>り<br/>も<br/>考<br/>え<br/>た<br/>柔<br/>軟<br/>な<br/>対<br/>応<br/>を<br/>お<br/>願<br/>い<br/>し<br/>た<br/>い<br/>と、<br/>こ<br/>れ<br/>が<br/>1<br/>つ<br/>目<br/>で<br/>ござ<br/>い<br/>ま<br/>す。</p> <p>2つ目は、この前、日野の俳句の同好の方々が立派な句集を<br/>発刊され<br/>ました。教育長のお母上の作品なども拝読させていただいた次第でござ<br/>います<br/>けれど<br/>も、や<br/>はり<br/>日野<br/>にお<br/>いて<br/>80<br/>年<br/>の<br/>歴<br/>史<br/>を<br/>持<br/>つ<br/>俳<br/>句<br/>の<br/>同<br/>好<br/>の<br/>方<br/>々<br/>の<br/>活<br/>動<br/>と<br/>い<br/>う<br/>の<br/>を<br/>改<br/>め<br/>て、<br/>本<br/>を<br/>出<br/>版<br/>し<br/>て<br/>い<br/>た<br/>だ<br/>い<br/>た<br/>こ<br/>と<br/>に<br/>よ<br/>り<br/>ま<br/>し<br/>て<br/>勉<br/>強<br/>さ<br/>せ<br/>て<br/>い<br/>た<br/>だ<br/>き<br/>ま<br/>し<br/>た。<br/>日<br/>野<br/>の<br/>ま<br/>ち<br/>の<br/>文<br/>化、<br/>市<br/>井<br/>の<br/>文<br/>化<br/>人<br/>の<br/>活<br/>躍<br/>は、<br/>普<br/>段<br/>あ<br/>ま<br/>り<br/>目<br/>が<br/>届<br/>か<br/>な<br/>い<br/>と<br/>こ<br/>ろ<br/>あ<br/>る<br/>の<br/>で<br/>す<br/>け<br/>れ<br/>ど<br/>も、<br/>あ<br/>あ<br/>し<br/>て<br/>立<br/>派<br/>な<br/>句<br/>集<br/>を<br/>発<br/>刊<br/>し<br/>て<br/>い<br/>た<br/>だ<br/>い<br/>た<br/>こ<br/>と<br/>に<br/>よ<br/>り<br/>ま<br/>し<br/>て<br/>活<br/>躍<br/>い<br/>た<br/>だ<br/>い<br/>た<br/>方<br/>が<br/>た<br/>く<br/>さ<br/>ん<br/>お<br/>ら<br/>れ<br/>た<br/>ん<br/>だ<br/>な<br/>と<br/>い<br/>う<br/>こ<br/>と<br/>も<br/>わ<br/>か<br/>り<br/>ま<br/>す<br/>し、<br/>ま<br/>た<br/>そ<br/>の<br/>句<br/>集<br/>の<br/>編<br/>集<br/>作<br/>業<br/>も、<br/>横<br/>山<br/>昇<br/>さ<br/>ん<br/>を<br/>は<br/>じ<br/>め<br/>い<br/>ろ<br/>い<br/>ろ<br/>な<br/>方<br/>々<br/>が<br/>ご<br/>苦<br/>勞<br/>い<br/>た<br/>だ<br/>い<br/>た<br/>と<br/>い<br/>う<br/>点</p> |

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>では、大変素晴らしいことと思って感激して読ませていただきました。</p> <p>3点目は、そのことにも関係しますけれども、句集の80年の歩みを若林憲秀（建秋）先生がお書きになられて、また日野の俳句の指導的役割をずっと果たしてこられた吉田垢童さんについてのお話も若林先生がお書きになられた。若林先生は、私が日野小学校5年・6年の時、2年間担任をしていただいた恩師でございまして、現在に至ってもお会いするとお声掛けもいただいているところでございます。</p> <p>その若林先生が京都新聞の「読者の声」の欄に投稿された文章を、私は読んで大変感激しました。その内容ですが、ご自身の小学校6年生の頃、戦前でございまして、皆が大変貧しかった時期ですけれども、あるとき叔父様から1冊の本『西遊記』を贈ってもらわれたのです。その物語が、先生を夢中にさせたのです。化け物が次々に出てくる怖い話。そして、はるばる砂漠を越えて教典をもたらしたという旅への憧れのようなもの。そのようなものが頭に残ったのです。先生は70歳を越えてから中国や西アジア、インド・ネパールに行かれて、仏教に関わる史跡を回られたということで、少年の頃の夢を果たされたということですね。私はその京都新聞に出ていました投書欄を読んで感激しました。やはり少年期に本と接する、その出会いの大切さというのがよくわかりました。</p> <p>そういう意味では、今日のご就任いただいて1年半という長谷川館長さんにもお越しいただいていますし、本と子どもたちとの出会いについては日頃ご苦労いただいていますし、いろいろな施策も講じていただいていると思いますので、そのあたりのお話を一度お聞きしたいと思っております。よろしく申し上げます。</p> |
| 安田 教育長 | <p>ありがとうございます。3点ご意見をいただきました。</p> <p>まず1点目のコロナ対策、緊急事態宣言解除後の具体的な配慮ということで、この間、本会議もあつたわけですが、学校教育課参事。</p>  |
| 小椋 参事  | <p>学校におけるコロナ感染症の対応フロー図を時々更新しているのですが、緊急事態宣言発令後は、子どもさん本人の感染・濃厚接触・風邪症状だけでなく、同居のご家族が発熱等の症状がある場合も出席停止にします、登校しないでくださいということが続けてきました。それに伴って健康観察カード等に保護者の健康状態のチェック欄を設けて、学校の規模・状況にもよりますが、昇降口でずらっと並べてカードを点検して、記入漏れがある子は別室に通して体温を測りなおしたり家庭に連絡</p>   |

したりということを徹底していただいて、感染を学校に持ち込まないということをこの1か月間続けてきました。

本日以降は、これまで同居のご家族の風邪症状も含めて出席停止としていたものを、元の対応に戻しますということで、新しいフロー図などを保護者に配付できるようにしましたし、ホームページにも既に掲載しています。

具体的に言いますと、ご家族に濃厚接触があっても登校が可能です。ただ、そういう状況なので結果がしっかり出るまで休ませますとおっしゃった場合には、合理的な理由として、欠席とはせずに出席停止の扱いにしますというように元に戻したところが一番大きな違いです。

そのほかは、調理実習やリコーダー奏など接近するような活動、向かい合って話し合うようなグループ活動などは、大変危険なので一切しないようにしますと言っていたのを、十分に気をつけて徐々にできることからやりますというようになりました。修学旅行や社会見学旅行などは、当面の間延期しますということでしたが、これについても行先、活動の持ち方を十分検討してこれからやっていくようにします。運動会・体育祭についてもずっと延期してきましたが、実施の仕方は各学校の判断によりますけれども、可能な範囲でできるようにこれから準備をしていきます。

中学校の部活動についても再開します。レベル2になった時点で対外試合は禁止、2時間以内の活動という段階が一時あったのですが、今のところ対外試合等も参加できるという形に戻すこととなります。

学校給食については、配膳の効率化、感染防止のために、子どもたちが寂しく思わない範囲でお皿の数を減らす、食材をうまく組み合わせる配膳が手早くできるような献立の工夫などをしてきたのですが、発注の関係ですぐに戻せない、アレルギー対応の関係ですぐに戻せないという部分ではありますが、そういったことが済んだところから徐々に戻していくという形をとっています。

なお、先ほど次長から話がありました抗原検査キットのほかに、滋賀県健康医療福祉部感染対策課から、「イベントベースサーベイランス事業」について県内の各小中学校・教育委員会と関連施設に対して説明がありました。鼻でのテストではなくて唾液でできる簡易キットを今後、いざという時には実施できる準備もしていますというアナウンスがありました。これまでのように感染の可能性があれば学級閉鎖などをすれば、その検査を利用することはまずないと思うのですが、いざという時にはそういうこともできるということを保護者の方々もお知りおきく

|              |   |
|--------------|---|
| <p>吉澤 課長</p> | <p>ださいということで、ご案内は昨日させていただきました。</p> <p>急に対策を緩めるのではなく、できることから徐々に、慎重に進めていきたいと思います。長くなりましたが、以上です。</p> <p>ただいま西村委員さんから「コロナ後の部分でのお話を」ということでもございました。先ほども施設の部分では若干お話もさせていただいております、これまでまん延防止等重点措置の段階、それも県外であった時から13市になった時、そして緊急事態宣言という、段階を踏んで変わってきた状況でございますので、それぞれの段階の中で、対象地域からの方をお断りする場合、県外の方をお断りする場合、町外の方をお断りする場合、すべての方をお断りする場合と、それぞれの段階に応じて各施設対応をしてきたところでございます。</p> <p>ただ、この中でも地域に密着した公民館につきましては、主催である運営委員会や実行委員会などの会議、地域の運営のための会議の開催については、そういった宣言がされたあとについても利用は可能という例外的な対応をとらせていただいたところですので。このことについては、当然、今後もそういうことが起こった場合には進めていく必要があるかと考えております。</p> <p>ただ、地区ごとの利用形態は同一ではございませんので、よその地域からの利用がたくさんあるところと、そうでないところもある中で、開催については今後検討していく必要があるというご意見をいただいております。今後の対応の中では登録団体、各貸し館の中でもサークルとしての利用登録をしていただいている団体がございますので、登録構成員の方および講師の方などについて一定特定できる方々で、連絡網等もすべてできるという形になっている団体の利用については、今まで制限してきたところの原則から外れた例外的な取り扱いも必要であろうというご意見で進めてまいりたいと考えております。</p> <p>このことについては、「地域の拠り所である公民館」ということもございますし、そういう意味で高齢者の方が来ていただくということで、介護予防的な利用というご意見も頂戴しておりますので、そういう観点も含めて進めていくことが必要かと考えております。</p> <p>あと、そういう団体についての時間的な取り扱いなども、追々考えていきたいと思っております。</p> <p>今回の全国的な宣言解除というところでございますけれども、収容率2分の1の制限や手指の消毒、マスク着用などの対策については十分したうえで、今後の波のことも考えて、ひと月程度は十分様子を見ながら、</p> |
|--------------|---|

|               |   |
|---------------|---|
| <p>柴田 課長</p>  | <p>その対応については考えていく必要があるというご意見も頂戴しておりますので、そのことも視野に入れて進めてまいりたいと思っております。</p> <p>施設以外のことですが、ミニスポーツ教室、カルチャー教室、学校開放事業につきましては、先ほど学校教育参事が申しましたが、部活動的な取扱いに準じた形でこれまでからやらせていただいておりますので、その取り扱いを今後も進めてまいりたいと思っております。</p> <p>ただ、ここでも町外から来ていただくスポーツ教室の指導者の方々についても同様に若干緩和、認めていくことを検討させていただいているところでございます。よろしく申し上げます。</p> <p>幼稚園・こども園・保育園でのコロナ対策でございます。先ほど小椋参事からもお話しいたしましたように、教育委員会としっかり連携をしまして、同じような扱いで統一して、家族の方の風邪症状とか濃厚接触による出席停止は行わないということを案内をさせていただいたところでございます。</p> <p>あわせて健康観察につきましても、家族の方の発熱等のチェックは続けてきたことでもございますし、当面、急に緩めないということで、観察票の提出については継続させていただこうということで調整しております。</p> <p>それと、イベントベースサーベイランス事業ということで、学校教育課と同じように委託事業を行うということ、保護者の方に本日通知をさせていただいたところでございます。以上です。</p> |
| <p>長谷川 館長</p> | <p>図書館におけるコロナの関係でございますが、基本的に3密回避ということで、閲覧席等は省いて、距離を取ったうえでご利用いただくという形は継続しております。また、短時間滞在ということで、だいたい1時間くらいということで考えておりますが、今後の状況次第でどうしていくか考えていきたいと思っております。</p>   |
| <p>西村 委員</p>  | <p>非常に丁寧な説明をいただきまして、ありがとうございました。よろしく願いいたします。</p>  |
| <p>安田 教育長</p> | <p>2点目の俳句の句集のことについては、大変、私もその句集が発刊された時に寄せていただきまして、お祝いの言葉も申し上げたところでございます。私も若林先生は初めて赴任した学校の校長先生でございます</p>  |

|        |  |
|--------|--|
| 長谷川 館長 | <p>て、今もずっといろんなところで、学校にも参画いただいて、ボランティアもしていただいている存在でございますので、大切にこれからも学校のことを見守ってほしいなと思っております。</p> <p>俳句については町内に本当にたくさんのサークルがございますので、公民館を拠点にして、いろいろ活躍いただいているところでございます。学校の関係となると、また子どもたちとの接点も持っていけたらいいなということもありますので、国語の4年生・5年生・6年生の教科書には俳句の教材も出ているところでございます。学校によっては「鴉の会」の皆さんを招聘して、俳句の句会を学校で催すというような取り組みもしていただいているところでございますし、つくった作品をひな祭り紀行のホイ飾りの真ん中に吊るして、子どもたちの作品がまちづくりの一翼を担っているということで、ありがたい働きかけをしてもらっているということもありますので、これからの先人たちと色々な取り組みが子どもたちに続くようにできたらいいなと思っているところでございます。</p> <p>3点目の図書館の関係については、館長から思いを語っていただきたいと思います。</p> <p>子どもたちの本との出会いにつきましては、一番重要なことだと思っております。私事ではございますが、『ファール昆虫記』と『ドリトル先生航海記』、この2冊が自分の将来に影響を与えたと考えておまして、その出会いによって、将来は昆虫学者・動物学者になろうかなと思ったり、その時の先生に反対はされたのですが、結果的に農学部に進んだというのは、やはり子どもの頃の2冊の本との出会いによって将来の道筋が導き出されたのかなと思います。</p> <p>私は子どもたちに様々な本と接する機会を設けたいと思っておりますので、小説だけではなくて科学的なものとか、多様な本に子どもたちが接する機会をつくりたいと思っています。</p> <p>それと若林先生のことですけれども、ほかの方からもいろいろ聞いておまして、日野町で非常に尊敬されている方がいらっしゃるということで、図書館というのは必ずしも文字になったものだけを集めるだけではなくて、やはりそういった人の声とか記憶も含めて地域の財産として継承して伝えていくという、こういう役割が図書館にはあると思います。機会があれば若林先生にお話を聞かせていただく機会を設けたらどうかと個人的には思っております。</p> |
|--------|--|

|        |   |
|--------|---|
| 西村 委員  | <p>どうもありがとうございました。若林先生が小学校6年生の時に読んだ『西遊記』、はるばる砂漠を越えて経典をもたらしたという、旅へのあこがれがその時に頭に焼き付いたと。それで70歳を超えてから西アジアやインド・ネパールへ行って仏教にまつわる史跡をめぐられた、それは6年生の時の夢を果たされた、そのことに私は感銘を受けて、それを短い文章で私に関わる同好の会の会報に載せてもらいましたら、それを読まれた方から「非常に感激した」との丁寧なメールをいただきましたので、この機会にご報告したような次第でございます。どうもありがとうございました。</p> |
| 安田 教育長 | <p>京都新聞のいつの分ですか。</p>  |
| 西村 委員  | <p>8月25日付けです。</p>   |
| 安田 教育長 | <p>また勉強しておきます。ありがとうございました。<br/>ほかにご質問等よろしいでしょうか。</p> <p>(なし)</p>  |
| 安田 教育長 | <p>それでは、ほかにご質問、ご意見がないようですので、日程6の議事に入っていきたいと思えます。</p> <p>~~~~~</p>   |
|        | <p><b>日程6 議第35号 日野町要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について</b></p>   |
| 安田 教育長 | <p>「議第35号 日野町要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。事務局から提案説明をお願いします。</p> <p>(提案説明)</p>   |
| 安田 教育長 | <p>ありがとうございました。4点の改正点を説明いただきましたが、皆様方からご質問、ご意見はございませんでしょうか。</p>  |
| 西村 委員  | <p>3点質問させていただきます。1点目は念のためということでござい</p>  |

|        |  |
|--------|--|
|        | <p>ますけれども、今回の改正は、実質的には給付対象の条件には変化はないというふうに理解したらいいかということ、これが第1点目です。</p> <p>2点目、申請書の様式を抜本的に変えていただいたということですが、今回のこの様式の改正というのは重要なことではないかと思いません。従前の申請書を見せていただきますと、特に必要とする理由を書いてもらう、家庭の状況については逐一、どういう状態にあるかということ非常に詳しく書くような欄がございました。今回それがなくなったということは、家庭の状況等を詳しく書かないといけないという、この必要性というのはもともとなかったものなんでしょうか。そのあたりのところが、申請書の様式が変わったということに関して、念のためお伺いするものです。これが2点目です。</p> <p>3点目は、予算では小学校・中学校合わせて1,700万円ほど計上していただいている、この分が相当するのではないかと思うのですけれども、今までの実績では、何人くらいの方がその対象としてこの給付を受けられているのか、人数だけで結構でございますので、お教えいただきたいと思えます。</p> |
| 宇田 次長  | <p>実質対象の方に変化はございません。</p> <p>また、様式の改正ですけれども、以前は大変詳しく聞いていた部分があるのですけれども、現在、子ども支援課に関わる児童扶養手当等の様式についても、詳しく聞くことで窓口で大変トラブルがいろいろ生まれたりしておりまして、できる限り簡素化し、お互いのストレスにならない範囲でしていくような状況がございまして、今回これを機に、できるだけ省けるものは省かせていただいたという状況でございます。</p>   |
| 吉村 参事  | <p>対象者の数につきましてご質問いただきました。小学校の要保護・準要保護の児童援助費ということで、給付対象が161名でございました。また、中学校の要保護・準要保護の児童援助費につきましては、給付対象は74名でございます。</p> <p>担当に聞いてみますと、小学校は令和元年度に比べて若干増加しているが、中学校については横ばいと伺っているところでございます。よろしく願いいたします。</p>   |
| 西村 委員  | <p>どうもありがとうございました。</p>   |
| 安田 教育長 | <p>ほか、どうでしょうか。ご質問等はありませんか。</p>   |

|               |   |
|---------------|---|
| <p>西村 委員</p>  | <p>いつから使うかは、ここで決めてもらったら、次回の申請の時から。</p> <p>ともかく従前の支給申請書の家庭の状況の欄ですが、声に出して読むのはばかられるような感じのことばかりですので、窓口でトラブルになるということは十分私も理解できますし、必要でなければそういうものはない方がいいということで、今回の様式改正については大賛成でございます。</p> <p>(なし)</p> |
| <p>安田 教育長</p> | <p>それでは、ほかはないようでございますので、提案について承認するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>   |
| <p>安田 教育長</p> | <p>それでは、「議第35号 日野町要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について」を承認することとします。</p> <p>~~~~~</p>  |
| <p>安田 教育長</p> | <p><b>日程7 今後の予定</b></p> <p>次に、日程7 今後の予定について、学校教育課から順次説明をお願いしたいと思います。</p> <p>(説明)</p>  |
| <p>安田 教育長</p> | <p>ありがとうございます。以上、今後の予定の説明が終わりましたけれども、何かご質問などございませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>(なし)</p> <p>~~~~~</p>   |
| <p>安田 教育長</p> | <p><b>日程8 その他</b></p> <p>それでは、ないようでございますので、続きまして日程8のその他に移ります。担当から順次説明させていただきます。</p>   |

|        |   |
|--------|---|
| 安田 教育長 | <p>(説明)</p> <p>~~~~~</p> <p><b>日程9 閉会</b></p> <p>以上をもちまして9月定例会をこれで終了したいと思います。本日は本当にありがとうございました。</p> <p>(閉会)</p> |
|--------|---|